

北九州市週休2日試行工事（プラント）実施要領

（目的）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取り組みとして、工事現場における週休2日を試行するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、以下に定めるところによる。

（1）週休2日試行工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

（2）現場閉所による週休2日工事

1）現場閉所による週休2日工事

①週単位の週休2日とは、対象期間において、全ての週（原則として月曜日から日曜日）で2日間以上の現場閉所を行う取組をいう。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行う取組をいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行う取組をいう。

2）対象期間

契約の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日までの期間とする。なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

また、災害その他避けることのできない事由により現場作業を余儀なくされる期間については、受発注者間の協議により書面で確認したうえで対象期間に含まないものとする事ができる。

3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所（会社を含む）での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。降雨、猛暑、降雪等の天候の不良による予定外の現場閉所も含む。

4）週休2日の達成判断

週単位の週休2日とは、対象期間内の全ての週で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（2日／7日）の水準の状態をいう。ただし、年末年始・夏季休暇や対象期間始期・終期等で対象期間が7日間に満たない週においては、達成判断の対象外とする。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。また、対象期間始期、終期等で対象期間が7日間に満たない月は、達成判定の対象外とする。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日交替制工事

1）週休2日交替制工事

- ①週単位の週休2日交替制とは、対象期間内において、全ての週（原則として月曜日から日曜日）で、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- ②月単位の週休2日交替制とは、対象期間内において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ③通期の週休2日交替制とは、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

2) 対象者

施工体制台帳記載の元請負人及び下請負人の全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、交通誘導警備員等及び従事期間が連続して28日（休日を含む）未満の技術者及び技能労働者は対象外とする。

3) 対象期間

契約の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日までの期間内における対象者が従事した期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

また、災害その他避けることのできない事由により現場作業を余儀なくされる期間については、受発注者間の協議により書面で確認したうえで対象期間に含まないものとする事ができる。

4) 週休2日の達成判断

週単位の週休2日とは、対象期間内に現場作業及び現場事務所（会社を含む）での事務作業に従事した全ての技術者、現場作業に従事した全ての技能労働者の休日数の割合（以下「休日率」という。）が、全ての週で28.5%（2日/7日）の水準の状態をいう。ただし、年末年始・夏季休暇や対象期間始期・終期等で対象期間が7日間に満たない週においては、達成判断の対象外とする。

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場作業及び現場事務所（会社を含む）での事務作業に従事した全ての技術者、現場作業に従事した全ての技能労働者の休日率が、全ての月で28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の休日では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日を取得している場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。また、対象期間始期、終期等で対象期間が7日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場作業及び現場事務所（会社を含む）での事務作業に従事した全ての技術者、現場作業に従事した全ての技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

（試行対象工事）

第3条 北九州市が発注するすべてのプラント工事（軽微な工事を含む）を対象とし、下記の（1）又は（2）のいずれかの工事として発注することを原則とする。

（1）現場閉所による週休2日工事

北九州市が発注するすべてのプラント工事（軽微な工事も含む）を対象とする。ただし、現場閉所による週休2日工事として発注が困難な工事は、週休2日交替制工事として発注するものとする。

<現場閉所による発注が困難な工事の事例>

- ・プラント施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事

- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（例えば、交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工せざるを得ない工事）
- ・災害復旧工事

(2) 週休2日交替制工事

現場閉所による週休2日工事として発注が困難な工事を対象とする。

(3) 週休2日試行工事の対象外工事

上記の(1)(2)により難しい場合は、例外的に週休2日試行工事をしないことも可能とするが、工事内容や現場状況に応じて適切に判断すること。

<対象外工事の例>

- ・災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（災害発生時に随意契約を行う工事）
- ・軽微な工事のうち、実作業日数が28日未満の場合

(発注方式)

第4条 全ての週休2日試行工事を対象に、週単位の発注者指定型により発注することを原則とする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(試行の流れ)

第5条 発注から竣工までの流れは以下のとおりとする。

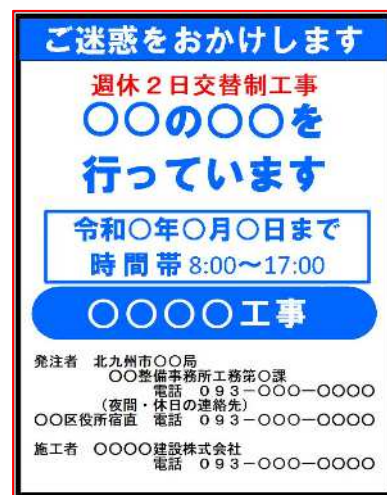
- (1) 発注者は、「週休2日試行工事」を発注する場合、特記仕様書に週休2日試行工事について明記する。
- (2) 受注者は、発注方式に係わらず「週休2日試行工事」を実施する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「現場閉所による週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」である旨を記載するとともに、発注者が工事現場の週休2日取得の計画が確認できるよう施工計画書に「休日取得計画・実績表」を添付するものとする。なお、軽微な工事については、契約後5日以内に、「休日取得計画・実績表」を発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載方法は、次の例を基本とする。ただし、軽微な工事についてはこの限りではない。

(記載例)

現場閉所による週休2日工事



週休2日交替制工事



- (4) 受注者は、現場作業日と休日分かるように取りまとめ、毎月1回「休日取得計画・実績表」を提出する。
- (5) 発注者は、受注者から休日及び出勤状況分かる既存の資料等の提示を求め、「現場閉所率」又は「休日率」の状況を適宜確認する。
 その際、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むこと。
- (6) 受注者は、「週休2日試行工事实績報告書」を発注者へ提出し、週休2日試行工事の実績を報告する。
- (7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないこと。
- (8) 「現場閉所による週休2日工事」として発注した工事において、工事着手前に受注者から「週休2日交替制工事」として実施したい旨の希望があり、発注者との協議が整ったときは、「週休2日交替制工事」の変更とすることができる。なお、工事着手後の工期途中での交替制への変更は認めない。

(現場閉所率及び休日率の確認方法)

第6条 現場閉所率及び休日率は、以下により求めることとする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日及び休日も含めるものとする。

- (1) 現場閉所による週休2日工事

$$\text{現場閉所率} = \text{現場閉所日数} / \text{対象期間}$$

- (2) 週休2日交替制

$$\text{休日率} = \text{対象者の休日日数} / \text{対象者が従事した期間}$$

(間接工事費等の補正)

第7条 現場閉所による週休2日工事の場合は対象期間内の現場の閉所状況に応じた、週休2日交替制工事の場合は対象期間内に現場作業及び現場事務所（会社を含む）での事務作業に従事した全ての技術者、現場作業に従事した全ての技能労働者の休日数の割合に応じた補正係数及び補正方法は次のとおりとする。

- (1) 補正係数

- 1) 現場閉所による週休2日工事

- ①週単位

$$\text{労務費} 1.02 \quad \text{共通仮設費} 1.02 \quad \text{現場管理費} 1.03$$

- ②月単位

$$\text{労務費} 1.02 \quad \text{共通仮設費} 1.01 \quad \text{現場管理費} 1.02$$

- 2) 週休2日交替制工事

- ①週単位

$$\text{労務費} 1.02 \quad \text{現場管理費} 1.03$$

- ②月単位

$$\text{労務費} 1.02 \quad \text{現場管理費} 1.02$$

注1：市場単価方式の各区分に応じた補正係数は、**別紙1**を参照のこと。

注2：土木工事標準単価の各区分に応じた補正係数は、**別紙2**を参照のこと。

- (2) 補正方法

間接工事費等の補正は、当初設計時において、現場閉所による週休2日工事、週休2日交替制工事共に、(1)に示す週単位の補正係数を乗じて割り増し補正を行う。なお、現場閉所の達成状況（週休2日交替制工事の場合は休日の取得状況）を確認後、週単位

の週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たない場合は、割り増し補正分を減額変更する。

週単位の週休2日を達成した場合は、週単位の補正係数を適用する。

週単位の週休2日を未達成で、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の補正係数を適用する。

週単位の週休2日、月単位の週休2日ともに未達成の場合は、補正係数を適用しない。

(工事成績評定)

第8条 評定については、別途定める北九州市請負工事成績評定要領による。

2 軽微な工事については、工事成績評定による評価は行わない。

(実施証明書)

第9条 週休2日試行工事を試行し、実際に達成が確認できた場合、発注者は完成を確認した後、週休2日実施証明書を発行する。ただし、受注者から発行の申し出が無い場合はこの限りではない。

2 軽微な工事については、週休2日実施証明書は発行しない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この改定要領は、令和5年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和5年10月1日の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和6年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和6年4月1日の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和7年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和7年4月1日の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和8年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和8年4月1日の工事から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

国土交通省「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」

令和7年3月12日付け国技建管第6号より準用

（公社）日本下水道協会「下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路 令和7年版」（令和7年6月1日）より準用

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

国土交通省「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」

令和7年3月12日付け国技建管第7号より準用